

受動喫煙防止案 厚労省が骨子

レストラン・居酒屋など禁煙

30平方メートル以下のバーは喫煙可

■受動喫煙対策強化の厚労省案

小・中・高校、医療施設	敷地内禁煙	
大学、運動施設、官公庁、老人福祉施設(個室除く)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	
劇場などのサービス業施設、事務所(職場)、百貨店、ホテル・旅館(客室除く)、興行場にも該当する運動施設	屋内禁煙 (喫煙専用室設置は可)	
飲食店	レストラン、食堂、ラーメン屋、居酒屋、焼き鳥屋、おでん屋	屋内禁煙 (喫煙専用室設置は可)
	バー、スナック、キャバレー	30平方メートル超は屋内禁煙(喫煙専用室設置は可) 30平方メートル以下は喫煙専用室がなくても喫煙可
バス、タクシー、航空機	車内禁煙(喫煙専用室設置も不可)	
鉄道、船舶	車内禁煙 (喫煙専用室設置は可)	

2019年9月のラグビーワールドカップ日本大会までに行き間に合うよう、厚労省は今国会への法案提出を目指している。

自民との調整難航も

厚生労働省は1日、他人のたばこの煙を吸わされる受動喫煙防止策を罰則付きに強化する健康増進法改正案の骨子を公表した。焦点の飲食店は、30平方メートル以下のバーなどに限って例外として喫煙を認めるが、レストランや居酒屋などは屋内禁煙(喫煙専用室の設置可)とする。悪質な場合、施設管理者に最大50万円、たばこを吸った本人に同30万円の過料を科す。

案提出を目指している。自民党との調整が難航する可能性があるが、「国民、国会議員の理解を得たい」としている。施行後5年をめぐりに制度全般を見直す検討規定を設ける。

厚労省案では、子どもや患者らが利用する小・中・高校や医療施設は「敷地内禁煙」。官公庁や老人福祉施設、大学、体育館は「屋内禁煙」。バスやタクシー、飛行機は「車内禁煙」。いずれも喫煙専用室の設置

は認めない。喫煙専用室の設置を認める「車内・屋内禁煙」は、鉄道、船舶と、飲食店のうち主に食事を出すレストランや居酒屋、ほかに百貨店や劇場、パチンコ店など。飲食店でも主に酒を出すバーやスナックは床面積30平方メートル以下に限り、「受動喫煙が生じうる」との掲示や換気を条件に喫煙を認める。個人の住宅、ホテルや旅館の客室、老人福祉施設個室は喫煙できる。喫煙

専用室は基準を新たに設けるが、すでに設置済みの場合、一定の基準を満たせば施行後5年間はどの施設でも存続を認める。

違反を繰り返す、都道府県知事らの指示や警告、命令に従わない場合、喫煙した本人は30万円以下、施設管理者には50万円以下の過料を科す。加熱式たばこは、健康影響の研究結果を踏まえ、法施行までに政省令で対象とするかを定める。(竹野内崇宏、黒田壮吉)

2017.3.3 朝日

例外なき屋内禁煙、「賛成」7割超

日本禁煙学会は2日、受動喫煙対策で、すべての飲食店で例外なく屋内禁煙とする案に7割以上が賛成で、他人のたばこの煙は喫煙者でも2人に1人が不快に思っているというインターネット調査の結果を発表した。「国民の意識は向上し、禁煙反対は少数派だと、国会議員にも訴えていきたい」としている。

調査は九州看護福祉大の川俣幹雄教授らが2月15〜20日、居住地の偏りなどに配慮する方法でネット上で実施、20〜70代の全国約1万人から回答があった。

「例外なき屋内禁煙」に、大いに賛成・やや賛成は73%で、大いに反対・やや反対の9%を大きく

上回った。他人のたばこの煙を不快に思う人は非喫煙者で90%だったが、喫煙者でも45%にのぼった。

料理や接客が優れている店が禁煙になったらどうするかを尋ねた質問では、行く回数が「増える」が42%で、「減る」(13%)の3倍を上回った。川俣さんは「飲食店に収益減の危惧があると聞くと、収益は増える可能性がある」と話した。

厚生労働省は1日、受動喫煙防止の強化策として、30平方メートル以下のバーなどを規制の例外とする案を発表したが、作田学・同学会理事長は「受動喫煙で最も多いのは飲食店だ。例外を作れば被害はな

(竹野内崇宏)